

排水設備指定工事店の申請について

排水設備指定工事店の登録について

中新川広域行政事務組合では、排水設備工事に指定工事店制度を設けており、中新川広域行政事務組合の下水道に係る排水設備の工事は、管理者が指定する業者でなければ行うことができません。

「中新川広域行政事務組合排水設備指定工事店」の指定を受けるための手続きは、次のとおりです。

新規申請について

随時受け付けております。

[※手続きに必要な書類等はこちらをご覧ください。](#)

更新申請について

有効期限を迎える方は、指定された期限内に手続きをお願いします。

[※手続きに必要な書類等はこちらをご覧ください。](#)

変更の届出について

指定工事店として届け出た内容に変更が生じた場合、速やかに変更の手続きを行ってください。

必要な書類を揃えて、当組合に提出してください。

[※手続きに必要な書類等はこちらをご覧ください。](#)

再交付申請について

指定工事店証をき損又は紛失した場合、直ちに再交付の手続きを当組合で行ってください。

【必要な書類】

[○指定工事店証再交付申請書（様式第8号 PDF形式）](#)

○指定工事店証（き損した場合） ※原本

廃止等の届出について

指定工事店を廃止・休止・再開した場合、直ちに届出書を当組合に提出してください。

【必要な書類】

[○下水道排水設備指定工事店廃止・休止・再開届出書（様式第9号 PDF形式）](#)

○指定工事店証（廃業した場合） ※原本

申請に要する費用について

中新川広域行政事務組合下水道条例第5条の9に基づき、登録手数料の納付が必要です。

排水設備指定工事店指定手数料 1件につき 20,000円

排水設備指定工事店指定更新手数料 1件につき 5,000円

※上記手数料を申請時に納付してください。

受付時間

午前9時～12時 及び 午後1時～午後4時

土・日・祝日・年末年始（12月29日～1月3日）を除く毎日

受付場所

中新川広域行政事務組合 下水道課

上記申請に関する書類のお問合せ

中新川広域行政事務組合 下水道課 管理係

電話076-464-1315まで